

「子育てママの就職面接会」 参加企業を募集します



昨年の様子

個別面接会に加えて、女性活躍推進計画周知コーナーや参加者向けの各種支援コーナーを設置します

再就職を目指す子育てママのための就職面接会を開催します。面接会に参加する企業を募集します。

- 日 時 平成 29 年 2 月 21 日 (火) 午後 1:00 ~ 4:00
- 会 場 ヤマダグリーンドーム前橋 サブイベントエリア
- 面接対象 再就職を目指している子育て中の女性
- 募集企業 「仕事と子育ての両立」に理解のある市内企業 40 社程度
- そ の 他 参加申込み後、ハローワークへ求人票を提出していただきます
- お申込み 前橋市産業政策課雇用促進係 Tel. 027-898-6985
ハローワークまえばし・マザーズコーナー
Tel. 027-290-2111 (部門コード 43#)
- 主催・共催 前橋市・群馬労働局・群馬県・ハローワークまえばし・前橋職業安定協会／前橋商工会議所

○前橋市担当課：前橋市役所 産業政策課 雇用促進係 Tel.027-898-6985

スケートのパンプトラックが中央イベント広場に設置されております !!

2020 年、東京オリンピック競技種目となる「スケートボード」。前橋初となるパンプトラックが中央イベント広場に設置され無料でご利用いただけます。

SKATE DAYS Park (スケート・デイズ・パーク)

- 実施期間 11 月 12 日(土)～ 12 月 25 日(日)
- 利用時間 10:00 ~ 19:00

Maebashi45DAYS 期間中にスケート DAYS 開催イベントとして「SKATE DAYS Park」が、中央イベント広場に設置されました。

開催期間中は、市内のみならず市外や県外からも参加者が多く訪れ大変好評いただいております。そこで、冬季における中央イベント広場利用閑散対策の一環とし、利用状況を調査する社会的実験として「SKATE DAYS Park」を実施することといたしました。実施期間を 11 月 12 日から 12 月 25 日の 44 日間、無料でご利用いただけます。



SKATE DAYS Park 滑走の様子

【ご利用にあたっての注意事項】

安全で楽しくご利用いただくために下記の事を守り事故や怪我のないようご利用ください。

- ご利用の場合は「利用規約」(パーク内に設置)をご確認承諾いただいてからのご利用となります。
- 施設内でおきた事故、けが等については自己責任です。一切の責任は負いません。
- お車でお越しの場合は、市営駐車場をご利用ください(1 時間 100 円)。路上駐車は厳禁です。
- トイレは、公衆トイレをご利用ください。
- 滑走については、スケートパークの中のみで行ってください。他の場所での滑走は厳禁です。
- ゴミは必ず持ち帰りください。



前橋初となるパンプトラック !!

○前橋市担当課：前橋市役所 にぎわい商業課 まちなか再生室 Tel.027-230-8866
○お問合せ：前橋公営スケートパーク実行委員会 実行委員長 堀田秀一 Tel.027-221-6678

事業主の皆様へ

群馬県内全市町村では、平成 29 年度から 個人住民税の特別徴収（給与引き去り）の 実施を徹底します

※個人の市町村民税と県民税を総称して、「個人住民税」といいます。

個人住民税の特別徴収とは、所得税の源泉徴収と同様に、事業主（給与支払者）が、従業員に毎月支払う給与から個人住民税を引き去りし、従業員に代わって市町村に納入していただく制度で、法律で義務付けられています。（地方税法第 321 条の 4 及び各市町村条例）

特別徴収の対象となる給与所得者（従業員）

- 前年中（1 月 1 日～ 12 月 31 日）に給与の支払いを受け、かつ、当年度の初日（4 月 1 日）現在において、特別徴収義務者から給与の支払いを受けている給与所得者（従業員）
- ただし、次の理由【普 A～普 F】に該当する場合、特別徴収義務者からの申請に基づき、当分の間、例外として普通徴収とすることができます。

- 普 A：総従業員数（他の市町村を含む事業者全体の受給者の人数）が 2 人以下（次の B～F の要件に該当する者を除いた人数）の事業者
- 普 B：他の事業者から支給される給与から特別徴収されている者（乙欄該当者）
- 普 C：給与が少なく税額が引けない者（年間の給与支給額が 96 万 5 千円以下又は 93 万円以下【注】）
- 普 D：給与が毎月支給されていない者（不定期受給者）
- 普 E：個人事業主の親族など、専従者給与が支給されている者
- 普 F：休退職者又は給与支払報告等を提出した年の 5 月 31 日までの退職予定者

【注】「普 C」の（ ）内の「年間の給与支給額」は、前橋市、高崎市及び桐生市は 96 万 5 千円、それ以外の群馬県内の市町村は 93 万円となります。

群馬県以外の都道府県については、従業員がお住まいの市区町村へ確認してください。

- ・普通徴収とする場合は、給与支払報告書と一緒に「普通徴収切替理由書兼仕切書」を必ず提出してください。（切替理由書の提出がない場合は「特別徴収」となります。なお、上記理由の符号は、普通徴収切替理由書の符号と同じです。）
- また、該当する従業員の「個人別明細書」の「摘要」欄にも、必ず符号を記入してください。
- ・詳しくは右の QR コードが前橋市ウェブサイトにて「給与からの特別徴収」と検索してください。



〈特別徴収を徹底する取り組みに関するお問い合わせ先〉

特別徴収の制度概要に関すること			
県担当課	電話番号	県担当課	電話番号
群馬県総務部市町村課	027-226-2228	群馬県総務部税務課	027-226-2196
具体的な手続きに関すること			
前橋市担当課	電話番号	※前橋市以外の市町村については、各市町村個人住民税担当課へお問い合わせください。	
市民税課	027-898-6208		